告し、 五条第一 大規模小売店舗立地法 その 項の 届出及び 規定により大規模小売店舗 添付 書類を縦覧に供します。 (平成十年法律第九十一号。 の変更の 届出 があ 以下 りましたので、 法 とい います。 次 のとおり 附 則 公 第

意見を述べる理由を記載した書面を添えて、 た書面に、 日までに奈良県産業・ ください。 なお、 法第八条第二項の規定により意見を述べ 氏名及び住所 観 光 • (団体にあ 雇用振興部産業振興総合センタ 0 ては、 団体名、 令和二年九月十 ようとする者 代表者の <del>---</del> 日から令和三年一月十二 は、 に到着するよう提出して 氏名及び所在地) 意見 0 内容を記 並びに

令和二年九月十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 じゃんぼスクエア香芝

所在地 香芝市磯壁三丁目四〇一

一 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗にお 11 て小売業を行う者  $\mathcal{O}$ 開店時 刻及 び閉店 時 刻

(変更後) 開店時刻 午前 七時 閉店時刻 午前零時

(変更前)

開店時刻

午前十時

閉店時刻

午後

八時

(年間六

日

午後九時)

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午後九時三十分まで

(変更後) 午前六時三十分から午前零時三十分まで

二 変更に係るもの以外の事項

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 じゃんぼスクエア香芝

所在地 香芝市磯壁三丁目四〇一一

2 大規模小売店舗を設置する者の 名称、 住所及び代表者の 氏名

名称 賛栄商事株式会社

住所 大阪市浪速区難波中 \_\_ 丁目 六番 一二〇三号

代表者 西川 昌伸

3

大規模小売店舗にお 1 て 小売業を行う者の 氏名又は名称及び住所並びに法人にあ

名称	住所	代表	代表者の氏名
株式会社万代	一三号大阪市生野区小路東三丁目一〇番	阿 部	秀行
株式会社スギ薬局	の一の一機根町新江六二番地愛知県大府市横根町新江六二番地	杉 浦	克典
株式会社マツモトキョ	千葉県松戸市新松戸東九番地一	大 田	貴雄
<b>賛</b> 栄商事株式会社	一一一二〇三号大阪市浪速区難波中一丁目一六番	西 川	昌伸
チケットキング	生駒I一階	藤川	惠
有限会社華栞	○号	池 邊	俊 継
めがねのドリーム	御所市大字森脇一五四	木村	静 夫
エムインターナショナ	大和郡山市柳五丁目三〇一三	山 田	彦
有限会社森川	大和高田市片塩町一二番二三号	森川	要二一
トロトワール	大阪府柏原市石川町七ー二四ー一	泉谷	淳一

	00111	
八百重	香芝市五位堂二丁目一五八一一	白川 重夫
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目三八番地	河合 映治
惣菜黒潮	六 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	王 暁 軍
有限会社ふじおか	大和高田市大字大谷五六○—一五	藤岡人志
株式会社シーア	番九号大阪市西淀川区御幣島一丁目一三	前崎陽子
<b>す限会社バリューアッ</b>	磯城郡田原本町大字千代四五番地	道下隆信
株式会社車屋	三号 大阪府八尾市小阪合町三丁目七番	西山高志
ほか未定五者(予定)		

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

七、〇〇〇平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 四〇九台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 四三五台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 三四〇平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 九一・九立方メ ートル

(1)

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

6

駐車場の自動車の出入 口の数及び位置

出入口の数 二箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

几 変更する年月日

令和二年九月二十二日

五 届出年月日

令和二年八月二十八日

六 縦覧場所

奈良県産業・観光・ 雇用振興部産業振興総合センター

七 縦覧期間

令和二年九月十 ー 日 か ら令和三年一月十二日まで。 ただし、 奈良県の休日を定める

条例(平成元年三月奈良県条例第三十二号)第一条第一項に規定する県の休日を除き

ます。

縦覧時間

午前九時から午後五時まで